

(新) 希少野生動植物種保全活動費

28百万円(0百万円)

自然環境局野生生物課希少種保全推進室

1. 事業の必要性・概要

平成25年の第183回国会では、改正種の保存法が可決され、その衆参両議院の附帯決議の中では、国内希少野生動植物種について、2020年までに新たに300種の指定を目指すことが位置づけられた。また、種の保存に関して、保全戦略を始め、総合的な施策を策定・実施することも求められており、新たに指定した種に関しても、それぞれの種の生態や生息状況等に応じて、保存のための様々な取り組みを実施することが必要である。

このため、平成26年4月に我が国に生息する絶滅危惧種の保全を全国的に推進することを目的とし、基本的な考え方と早急に取り組むべき施策の展開を示した「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を策定したところ。

新たな指定種の保存の取組について、今後、新規指定種が大幅に増加するため、地元関係者や企業等の多様な主体と連携し、より効果的に保全を図る必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

(1) 地域連携保全活動

国内希少野生動植物種に関して、地域関係者と連携、協働で保全活動を推進するための体制構築を目指し、人材育成のための研修、地域関係者との打ち合わせ等の開催、監視やモニタリング、生息環境改善等を実施する。

(2) 企業連携保全活動

絶滅危惧種の保存に企業等から継続的な支援を得るための体制を構築する。経済団体や絶滅危惧種の保存に取り組む関係団体等との意見交換、支援受け入れのためのメニュー作り等を実施する。

(3) 生息地等違法捕獲・採取監視

特に違法捕獲・採取等の危険性が高い種等について、違法捕獲・採取等の監視を実施する。

3. 施策の効果

多様な主体と連携し、効果的に国内希少野生動植物種の保全を推進することで、国内希少野生動植物種の絶滅が回避され、個体数の回復や生息環境の改善が図られる。

平成25年の第183回国会
種の保存法の改正法が可決

■衆参両議院の附帯決議で、当面2020年までに新たに300種の国内希少種の指定が求められた。

※今後、新規指定種は大幅に増加

地元関係者や企業等、多様な主体と連携し、より効果的に保存を図る必要

■平成26年4月
「絶滅のおそれのある種の保全戦略」

※「生物多様性国家戦略2012-2020」(平成24年9月閣議決定)に基づき策定

■事業内容:

①地域関係者との連携体制の構築

- ✓ 人材育成のための研修
- ✓ 地域での打ち合わせ
- ✓ 監視やモニタリング・生息環境改善等

※3地域で先行的に実施

②企業等との連携体制の構築

- ✓ ヒアリング・意見交換
- ✓ 支援受け入れのためのメニュー作り

③違法捕獲・採取等の監視

- ✓ 特に危険性が高い種について実施



絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全の一層の推進